

斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる
流域づくり検討協議会
地域づくり部会 雲南圏域ワーキング規約

(名称)

第1条 斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会 地域づくり部会（以下「地域づくり部会」という。）規約第4条に基づき、「斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会 地域づくり部会 雲南圏域ワーキング」（以下「ワーキング」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 ワーキングは、次の事項について検討を行う。

- 一 雲南圏域における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関する事
- 二 雲南圏域における大型水鳥類の定着と安定的な生息環境の創出に関する事
- 三 雲南圏域における大型水鳥類が舞う魅力的な地域づくりに関する事
- 四 雲南圏域における大型水鳥類を活用した産業の振興等に関する事
- 五 その他、協議会の会長または部会長が必要と認める事項

(構成)

第3条 ワーキングは、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じて委員を追加することができる。なお、委員の任期は委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。

2 ワーキングは、事務局がワーキングの会務を総理し、必要事項についてワーキングの経過及び結果を地域づくり部会に報告する。

3 ワーキングは、事務局が必要と認めた場合に開催する。

(事務局)

第4条 ワーキングの事務局は、雲南市に置く。

(会議の公開)

第5条 ワーキングの会議は、生物の保護上または個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則公開とする。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、ワーキングの運営に関して必要な事項は、地域づくり部会長が定める。

附則

この規約は、平成29年12月26日から施行する。